

事 務 連 絡  
平成21年12月28日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（業務担当）  
労災保険業務室長補佐（業務担当）

### 船員に係る給付に関する事務の取扱いについて

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の給付に関する事務については、平成13年3月30日付け基発第237号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」の別添「労災保険給付事務取扱手引」及び平成21年12月28日付け基発1228第6号「船員保険制度の統合に伴う労災保険給付事務取扱手引（船員分）の作成について」の別添「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」により、指示されているところですが、船員保険法と労災保険法においては保険給付を決定する行政庁の管轄に関する考え方が異なること、船員保険の職務上疾病・年金部門と労災保険の円滑な統合を進める観点から、船員に係る給付に関する事務については下記のとおりのお取り扱いとするので、事務処理に遺漏のないようお願いする。

### 記

- 1 給付に関する事務を行う労働基準監督署（以下「監督署」という。）  
船員法の適用のある船舶に乗り組む船員（以下「船員」という。）に係る労災保険の請求書（以下「請求書」という。）の受付、支給又は不支給決定までの給付に関する事務は、当該船員が所属する船舶に係る事業場の所在地を管轄する監督署（以下「所轄監督署」という。）が原則として行うこと。
- 2 請求書の提出を受けた監督署における事務処理  
上記1にかかわらず、船員から請求書の提出があった場合には、その提出のあった監督署が、当該請求書の所轄監督署であるか否かを問うことなく、一旦当該監督署において受付を行うこと。  
その上で、当該請求書を受け付けた監督署が、下記3の（2）及び（3）を踏まえ

つつ、所轄監督署を特定するための調査を行い、他の監督署が所轄監督署であることが明らかになった場合には請求書を当該他の監督署に回送し、当該船員には所轄監督署に回送した旨、連絡すること。

### 3 請求書の受付に当たっての留意事項

#### (1) 受付処理

##### ア 請求書の労働保険番号が未記入の場合等の取扱い

請求時において、船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号が不明であるとして、請求書の労働保険番号が未記入のまま提出された場合であっても、受け付けること。

##### イ 受付日印の押印等

提出のあった請求書には、直ちに受付日印の押印を行うこと。

当該請求書について所轄監督署以外に提出された可能性のある場合には、請求書のシステム入力を行うことなく、所轄監督署が判明したときに所轄監督署において直ちにシステム入力を行うこと（入力する受付年月日は、上記の受付日印の年月日とすること。）。

#### (2) 船舶所有者の有する支店の有無等の確認

請求書の提出のあった場合には、当該請求書を提出した船員又は船舶所有者等関係者から、①船舶所有者の住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）（以下「船舶所有者の住所等」という。）、②当該船員が所属している船舶に係る支店等（以下「当該支店」という。）以外の支店の有無、③当該船員が所属している船舶に係る事務を行っている事務所等（以下「当該事務所」という。）の所在地、④当該事務所等の仮住所の申請の有無を確認すること。

#### (3) 所轄監督署の取扱い

##### ア 当該支店以外の支店の無い場合

船舶所有者の住所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

##### イ 当該支店以外の支店が有る場合

###### (ア) 船舶所有者の住所等と当該支店の住所が一致している場合

船舶所有者の住所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

###### (イ) 船舶所有者の住所等と当該支店の住所が一致していない場合

###### a 当該支店と当該事務所の住所が一致している場合

当該事務所について、仮住所の申請をし、認められている場合には当該事務所の所在地を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

仮住所の申請をしていない場合には、当該支店について、「組織的に1つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか」について調査を行い、当該要件を満たす場合には、当該支店を管轄する監督署を所轄監督署とし、当該要件を満たさないときには、原則として当該支店の直近上位の事務所等を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

###### b 当該支店と当該事務所が一致していない場合

当該支店について、「組織的に1つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか」について調査を行い、当該要件を満たす場合には、当該支店を管轄する監督署を所轄監督署とし、当該要件を満たさないときには、原則として当該事務所の所在地を管轄する監督署を所轄監督署とすること。

(4) 受付専用労働保険番号での入力等

ア 受付専用労働保険番号での入力

以下（ア）又は（イ）に当たる場合には、次の受付専用労働保険番号を振り出すこととし、下記に掲げる項目を労働保険番号台帳に登録後、請求書のシステム入力を行うこと。

- (ア) 請求書に労働保険番号が未記入の場合（適用台帳検索等により船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号が特定でき、上記（3）のイの（イ）のaの後段及びbに当たらない場合を除く。）
- (イ) 請求書に労働保険番号が記入されているが、上記（3）のイのaの後段及びbに当たる場合

項番1	登録・変更コード	「1 登録」
項番2	労働保険番号	××-9-××-143000 (局番号)(署番号) 「基幹番号は143000に限定」
項番3	名称-1	「センイン」
項番5	保険関係成立年月日	「平成22年1月1日」
項番7	常時使用労働者数	「1」
項番9	保険関係区分	「711」
項番10	業種	「9006」

イ 支給・不支給決定決議前における受付専用労働保険番号の訂正等の処理

監督署において、上記アにより受付専用労働保険番号を用いて請求書のシステム入力を行った場合には、必ず支給・不支給決定に係る決議を行う前に、次により船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号への訂正等の処理を行うこと。

(ア) 短期給付

「療養（補償）給付たる療養の給付変更決定決議書（兼基本情報登録・修正帳票）（帳票種別34501）の「②労働保険番号」又は「給付別修正帳票（署用）（帳票種別34503）」の「修正する項目の番号」（コード＝201又は301）により、受付専用労働保険番号から船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号に訂正すること。

(イ) 年金・一時金

「登録帳票（帳票種別39560）」の「③実行コード」（取消＝9）により受付専用労働保険番号を含む請求内容の取消を行った上、改めて船員が所属する船舶に係る事業場の労働保険番号により請求内容を登録すること。